

令和3年度

富士宮市農業委員会総会会議録

令和3年9月9日 開会

令和3年9月9日 閉会

富士宮市農業委員会

令和3年9月9日午後1時富士宮市農業委員会会長望月三千夫は、富士宮市農業委員会総会を富士宮市役所全員協議会室に招集する。

委員定数 19名

出席委員 13名

農業委員出席委員

1番 佐野 芳弘	4番 望月 三千夫	5番 赤池 勝
8番 石川 邦彦	9番 佐野 公洋	10番 松下 善洋
11番 村松 義正	12番 植松 眞二	13番 齊藤 学
15番 朝比奈 美芳	16番 杉浦 徳子	17番 植竹 繁
18番 後藤 文隆		

欠席委員

2番 宮島 孝子	3番 遠藤 恒男	6番 佐野 正
7番 千頭和栄一	14番 石川 嘉章	19番 松永 孝男

農地利用最適化推進委員出席委員

出席者なし

事務局職員

(併) 事務局長	中野 信男	次長兼振興係長	望月 伸浩
主任 主査	深川 亮	主 査	池田 幸司
主 事	大瀧 美緒		

議長 会長 望月三千夫（以下同じ）

それでは、皆さん、本日は大変お忙しい中、農業委員会総会に御出席いただきましてありがとうございます。

総会の開催の通知文にも書いてありますように、緊急事態宣言の期間中であり、感染防止のため、出席委員を減らして開催させていただきます。また、推進委員の皆さんは、出席はありません。

農地利用最適化推進会議は、事務局から報告のみとさせていただき、休憩なしで約1時間以内で終わらせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、会議に入る前に、2番、宮島孝子委員、3番、遠藤恒男委員、6番、佐野 正委員、7番、千頭和栄一委員、14番、石川嘉章委員、19番、松永孝男委員の以上6名から本日の会議に欠席する旨の申出がありましたので、御報告申し上げます。出席委員が定足数に達しておりますので、本会議は成立しております。

これより、本日をもって招集されました富士宮市農業委員会総会を開会いたします。

それでは、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。会期は、本日1日と決定いたしたいと存じます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日と決定いたします。

次に、「会議録署名人の指名について」を議題といたします。

お諮りいたします。会議録署名人は、16番 杉浦徳子委員、17番 植竹 繁委員を指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。

よって、会議録署名人に、16番 杉浦徳子委員、17番 植竹 繁委員を指名いたします。

本日の議事日程は目次のとおり、報第55号から議第49号です。

初めに、報第55号から報第60号まで一括して事務局から報告させます。

事務局 深川主任主査

令和3年7月21日から令和3年8月20日までの受理分について報告いたします。

議案の1ページを御覧ください。

報第55号 農地返還通知書の受理について

農地の使用貸借権の合意解約がなされたことの通知があったので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、使用貸借契約の合意解約による通知が1件提出されました。

続きまして、議案の2ページを御覧ください。

報第56号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

農地の権利を取得したことの農地法第3条の3第1項の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、2件の届出を受理しました。

続きまして、議案の3ページを御覧ください。

報第57号 転用目的・事業計画変更届出書の受理について

転用事業者が当初の転用目的または事業計画を変更しようとする転用目的・事業計画変更届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、宅地造成分譲1区画から宅地造成分譲1区画、駐車場3台、用悪水路への計画変更の届出を1件受理しました。

続きまして、議案の4ページから6ページを御覧ください。

報第58号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにしようとする農地法第4条第1項第8号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、8件の届出を受理しました。

続きまして、議案の7ページから9ページを御覧ください。

報第59号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転またはその他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項第7号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、9件の届出を受理しました。

続きまして、議案の10ページを御覧ください。

報第60号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について

租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、相続税の納税猶予の適用を受けていた特例農地について、期間が満了するのに当たり当該特例農地の利用状況を富士税務署に通知したので、報告する。

議案に記載のとおり、現地確認の上、1件の特例農地の利用状況を報告しました。

報告については、以上です。

議長

事務局からの報告が終わりましたが、ここで一括して質疑を許します。質疑のある方の挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

それでは、御質疑なしと認めます。

よって、報第55号から報第60号まで報告済みとします。

議第45号 農地法第3条第1項の規定による許可決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 池田主査

議案の11ページを御覧ください。

議第45号 農地法第3条第1項の規定による許可決定について

農地の所有権の移転またはその他の権利を設定・移転しようとする、農地法第3条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び別冊航空写真1ページを御覧ください。

第1項申請地は人穴で、人穴区廣見公民館の北に位置する農地です。受人は、猪之頭の■■■■さんで、渡人、■■■■さんとの賃貸借契約になります。大豆、ハーブを栽培する計画です。受人は現在35歳、耕作面積は許可後4,000平方メートル、稼働人員は1名です。

続きまして、第2項及び別冊航空写真2ページ及び3ページを御覧ください。

申請地は貫戸で、蓮覚寺の北東に位置する農地及び貫戸区民館の南に位置する農地です。受人、黒田の■■■■さんと渡人、亡■■■■相続財産の相続財産管理人である沼津市の弁護士■■■■さんとの売買契約で、サツマイモやブルーベリー等を栽培する計画です。受人は現在46歳、耕作面積は許可後7,990.9平方メートル、稼働人員は4名の予定です。

続きまして、第3項及び第4項は同一受人の案件になりますので、一括して説明します。別冊航空写真4ページを御覧ください。

申請地は内房で、相沼公会堂の南側に位置する農地です。なお、富士市においても富士市所在の農地の貸借について許可申請を行っており、明日開催の富士市農業委員会にて許可を取った上で下限面積要件を満たすものとなります。このため、本日許可が総会で下りましたら、9月10日の日付で許可証を発行する予定となります。受人は、城北町の■■■■さんで、第3項の渡人、■■■■さん及び第4項の渡人、■■■■さんとの使用貸借契約となります。白ネギやカリフラワー等を栽培する計画です。受人は現在26歳、富士市許可分を含めた耕作面積は許可後4,405平方メートル、稼働人員は2名です。

続きまして、第5項及び別冊航空写真5ページを御覧ください。

申請地は狩宿で、狩宿の下馬桜の北に位置する農地です。受人、原の■■■■さんと渡人、東

京都立川市の■■■■さんとの売買契約で、水稻等を栽培する計画です。受人は現在57歳、耕作面積は許可後8,600平方メートル、稼働人員は2名です。

続きまして、第6項、第7項、及び第8項は同一受人の案件になりますので、一括して説明します。別冊航空写真6ページ及び7ページを御覧ください。

第6項及び第7項申請地は、精進川で、観音橋発電所の東に位置する農地となります。第8項申請地は、常境寺の東に位置する農地です。いずれも受人は株式会社■■■■で、渡人は第6項は■■■■さんの相続人である■■■■さんほか3名、第7項は精進川の■■■■さん、第8項は同じく精進川の■■■■さんとの使用貸借となります。桑を栽培する計画です。耕作面積は、許可後4,528平方メートル、稼働人員は1名となります。

続きまして、第9項及び別冊航空写真8ページを御覧ください。

申請地は野中で、市営白尾住宅の東に位置する農地です。受入、野中の■■■■さんと渡人、野中の■■■■さんとの売買契約で、カンショ等を栽培する計画になります。受人は現在73歳、耕作面積は許可後6,115.56平方メートル、稼働人員は3名です。

続きまして、第10項及び別冊航空写真9ページを御覧ください。

申請地は根原で、富士花鳥園の南西に位置する農地です。受入、北山の農事組合法人■■■■と渡人、有限会社■■■■との使用貸借契約で、牧草を栽培する計画となります。耕作面積は許可後1万5,586平方メートル、稼働人員は2名です。

以上、第1項から第10項の申請について、農地法第3条第2項各号の許可しない要件には該当せず、問題ないと判断しました。御審議のほどよろしくお願ひします。

議長

ただいまの上程議案のうち、1項から4項まで、6項から8項まで及び10項について、担当委員の調査報告をお願いします。

17番 植竹 繁委員

ただいま審議中の1項、10項について、説明させていただきます。

第1項、9月7日午前9時半より、事務局2名、委員2名、本人と話を伺いました。受人が農業の手伝いを3年経過したとのことで、この方は新規就農者ということでありまして、渡人も近くで野菜を作っているものですから、その方の意見をよく聞いて頑張ってくださいと話をしました。議案どおり間違いのないと思いますので、審議のほどよろしくお願ひします。

10項につきましては、同じ日に同じメンバーで、申請人から話を伺いました。現在は牧草地というよりは、年に一回か二回は草刈りしてくださいよというお願ひをしまして、なぜ受人に渡すのかという話を聞きましたら、どうも北海道へと農場をもう一個つくりたいと。北海道では2ヘクタール以上の農地がないと許可されませんということで、ここの面積を移して北海道で事業をやりたいということでした。先ほども言いましたけども、農地を農地らしく使ってくださいということだけお願ひして受けてきました。議案どおり間違いのないと思われまますので、審議のほどよろしくお願ひします。以上です。

18番 後藤文隆委員

ただいま審議中の第2項の調査結果について報告いたします。

9月8日午前10時、事務局2名と受人と私の4人で現地で会い、話を聞きました。申請地は雑草が繁茂していました。受人は、許可後、雑草を処理し、農地の復元を行い、取得農地については、水稻、野菜、ブルーベリー等の栽培を予定しています。今回の申請地についても周辺の農

地と同様に耕作、肥培管理を行う予定で、周辺地域における農地の効率的な利用に問題がありません。また、農機具、労働力も確保され、技術経験も備えており、申請書のとおり問題ありませんので、御審議のほどお願いいたします。

9番 佐野公洋委員

ただいま審議中の第3項及び第4項の調査結果について報告します。

9月7日、譲受人、鈴木推進委員、事務局職員2名と現地で会い、話を聞きました。詳細につきましては事務局説明のとおりであります。受人は、申請地及び富士市の土地を借り受け、新規就農するものであります。受人は、種苗会社で働いた経験を生かし、野菜の栽培、申請地では長ネギの栽培をする予定であります。面積的に労働力にも問題なく、農機具も確保等しており、販路も決まっているとのことでした。申請書のとおり問題ありませんので、御審議のほどお願いいたします。

13番 齊藤 学委員

ただいま審議中の第6項、7項、8項の調査結果について報告します。

9月6日午後2時、現地で受人法人の社員から、事務局2名、土井委員と私が説明を聞きました。申請のとおり問題はありますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方は挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

それでは、御質疑なしと認めます。

次に、採決に移ります。

議第45号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第45号は、原案のとおり処理することに決定いたしました。

議第46号 農地法第3条の適用を受ける買受適格証明についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 池田主査

議案の14ページを御覧ください。

議第46号 農地法第3条の適用を受ける買受適格証明について

農地の競売に参加するため買受適格証明願の提出が次のとおりあったので審議を求める。

なお、当該適格証明の交付を受けた者が競落人となり、許可申請書を提出した場合において、農業委員会会長が当該証明書の交付時と同様と認めた場合は許可する。

第1項及び第2項ともに同じ願出人となりますので、一括して説明いたします。

申請地は根原で、アーバンキャンピング朝霧宝山の東に位置する農地となります。願出人は、根原の■■■■さんとなります。牧草として栽培する計画となります。面積ですが、1万6,642平米、許可後になりますと、こちらが18万1,268平米となります。受人は現在67歳、稼働人員は2名の予定です。

以上、第1項及び第2項の申請について、農地法第3条第2項各号の許可しない要件には該当

しないため、問題なしと判断いたしました。御審議お願いいたします。

議長

今の18万1,000というのどこにあったかな。

事務局 池田主査

全てこちらの方、持っていらっしゃる農地を含めると、18万1,268平米となります。

議長

はい、分かりました。

それでは、質疑を許します。御質疑のある方は挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

それでは、御質疑なしと認めます。

採決に移ります。

議第46号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第46号は、原案のとおり処理することに決定いたしました。

議第47号 農地法第5条第1項の規定による許可決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 大瀧主事

議案の15ページを御覧ください。

議第47号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転またはその他の権利を設定しようとする、農地法第5条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求めます。

第1項及び航空写真10ページを御覧ください。

申請地は、宮原字下本村■■■■、畑531平方メートルで、淀師の■■■■さんが使用貸借により権利設定し、資材置場に転用しようとするものです。申請人は、建設業を営む法人の代表であり、主に建設現場での鉄骨施工組立工事を請け負っています。今般、事業拡大に伴い、資材や車両などの置き場所が不足したため、用地を探していたところ、自宅や営業所から近い本申請地を借りられることとなったため、申請に及んだとのこと。申請地は、富士宮中央クリニックの西約50メートルに位置し、市街化区域に隣接する宅地化の傾向が著しい第3種農地に該当します。申請地の周囲は、道路と宅地に囲まれており、周辺農地への影響はありません。4トントラックやユニック車等の駐車スペースと建設用鉄骨等の置き場所を確保する計画で、転用面積は過大ではないと判断しました。許可後すぐに着工する計画となっております。

続きまして、第2項及び航空写真11ページを御覧ください。

申請地は、青木字東谷戸■■■■、田ほか1筆、計295.47平方メートルで、外神の■■■■さんが使用貸借により権利設定し、分家住宅を建築しようとするものです。申請人は、現在本家に住んでおりますが、手狭となり住宅建築を検討したところ、本家の土地を借りられることとなったため申請に及んだとのこと。申請地は、富丘交流センターの北約400メートルに位置する市街化近傍の第2種農地に該当します。周囲は北を道路、西を宅地、南と東を農地に接

しますが、本家の所有地であり、境界には見切りを施工する計画のため、影響は軽微であると思われま。本家の所有する土地の中で、他に代替できる土地はなく、選定理由も問題ありません。資金は自己資金で確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

続きまして、第3項及び航空写真12ページを御覧ください。

申請地は、山宮字宮内■■■■、畑26平方メートルで、小泉の株式会社■■■■が売買により取得し、駐車場に転用しようとするものです。申請人は、ミネラルウォーターの製造販売を行う法人で、航空写真の点線の箇所に工場を新設する計画で、今年2月に土地利用の承認を受け、令和4年6月の完成に向けて、現在工事を進めております。今般、工場新設予定地の南側に社員寮を新たに設置する計画を進めていたところ、道路と計画地の間に本申請地が存在することが判明し、都市計画法上、寮の敷地との一体利用が認められなかったため、単独の従業員用駐車場として利用したく申請に及んだとのこと。申請地は、山宮浅間神社の東約400メートルに位置し、中山間地域にある小集団の生産性の低い第2種農地に該当します。申請地の周囲は、道路と宅地に囲まれており、周辺農地への影響はありません。選定理由及び転用計画に問題はなく、資金は自己資金で確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

説明は以上です。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方は挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

それでは、御質疑なしと認めます。

次に、採決に移ります。

議第47号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第47号は、原案のとおり処理することに決定いたしました。

議第48号 非農地証明申請の審議についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 深川主任主査

議案の16ページ及び17ページを御覧ください。

議第48号 非農地証明申請の審議について

土地登記簿の地目が農地になっている土地であって、その現状が農地以外になっているものについて、証明申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び航空写真13ページを御覧ください。

申請地は、山宮■■■■、畑99平方メートルほか2筆、計373平方メートルで、富士宮通運北山物流センターの北東に位置する農地です。年月日は不詳ですが、申請人の先代が耕作不向きのため放棄し、竹林が侵食し、山林原野化したもので、農地への復元も困難なため、非農地として問題ないと判断しました。

続きまして、第2項及び航空写真14ページを御覧ください。

申請地は、馬見塚■■■■、田846平方メートルほか2筆、計2,654平方メートルで、

大石寺山門の南東に位置する農地です。申請者は平成18年6月20日相続により取得しましたが、遠方に住んでおり耕作することができず、管理も困難なため放棄し、山林化したものです。農地への復元も困難であり、非農地として問題ないと判断しました。

続きまして、第3項及び航空写真15ページを御覧ください。

申請地は、人穴■■■■、畑1万1,748平方メートルほか9筆、計3万2,791平方メートルで、静岡県畜産技術研究所の東に位置する農地です。申請者の夫が平成9年9月15日、畜舎を新設し、その後平成18年4月24日に農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告があった農用地集積計画の定めるところによって利用権の設定を行い、畜舎等を増設し、農業用施設としてこれまで一体利用してきたものです。この基盤法の規定により、権利設定し、集積計画の定める利用目的、農業用施設となった場合は、農地法第4条第1項第3号の規定により、農地転用の許可不要となります。また、都市計画法上、農業用施設は問題なく、一部農用地も含まれておりますが、農業用施設に用途変更済みのため非農地として扱って問題ないと判断しました。

続きまして、第4項及び航空写真16ページを御覧ください。

申請地は、根原■■■■、畑3,604平方メートルで、あさぎりフードパークの南に位置する農地です。昭和48年6月頃から耕作していた申請人の父が体調を崩し、耕作困難となり、放棄し、そのまま山林原野化し、現在に至ったものです。周辺も山林に囲まれ、農地への復元は困難であり、非農地として扱って問題ないと判断しました。

続きまして、第5項及び航空写真17ページを御覧ください。

申請地は、内房■■■■、畑221平方メートルほか2筆、計2,922平方メートルで、相沼公会堂の北に位置する農地です。昭和40年頃から申請人の父が耕作不向きと判断し、放棄してしまい、山林原野化し、現在に至ったものです。周辺も山林に囲まれ、農地への復元は困難であり、非農地として扱って問題ないと判断しました。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案について、担当委員の調査報告をお願いします。

5番 赤池 勝委員

ただいま審議中の第1項について報告します。

9月3日午後2時より申請代理人、事務局2名、農業委員2名にて現地に集合し、調査いたしました。申請書のとおり問題ありませんので、御審議のほどよろしくをお願いします。

13番 齊藤 学委員

ただいま審議中の第2項の調査結果について報告します。

9月6日午後3時、現地で行政書士から、事務局2名、土井委員と私が説明を聞きました。申請のとおり問題はありませんでしたので、御審議のほどよろしくをお願いします。

17番 植竹 繁委員

ただいま審議中の3項、4項について説明します。

3項につきましては、今、事務局のほうで説明があったとおりで、今後は、今やっている人ではない、第三者の人に譲り渡すということで、こういう結果になっておりますという説明でありました。

4項につきましては、この写真にあるとおり、防風林がすぐ脇にあるんですけれども、それに

囲まれたような形で耕作ができなくなったということで放棄してしまいました、すみませんということで、事務局の説明どおりでありますので、審議のほどよろしくお願ひします。

9番 佐野公洋委員

ただいま審議中の第5項の調査結果について報告します。

9月7日、申請人、鈴木推進委員、事務局職員2名で現地で会い、調査を行いました。申請地は、傾斜地であり、長年放置され林野化されている状況で、進入路も狭く、農地への復元は困難と判断いたしました。詳細につきましては、事務局説明のとおりであります。申請書のとおり問題ありませんので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

それでは、質疑を許します。質疑のある方の挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、採決に移ります。

議第48号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第48号は、原案のとおり処理することに決定いたしました。

議第49号 富士宮市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

本議案のうち、1項及び2項については、5番、赤池 勝委員が関係する案件であるため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与できませんので、事務局から議案の概要説明の後、退席を求めます。

事務局 池田主査

議案の18ページを御覧ください。

議第49号 富士宮市農用地利用集積計画の決定について

別紙農用地利用集積計画（案）について説明します。ページを1枚めくっていただきまして、2ページの農用地の流動化状況を御覧ください。

利用権の設定を受ける者の数10人、利用権を設定する者の数12人、利用権を設定する農用地の面積は計3万4,089.81平方メートルです。

所有権の受ける者の数1人、所有権を移転する者の数1人、所有権が移転する農用地の面積は計2万1,560平方メートルです。

利用権の内容についてですが、第1項から第12項まで全て中間管理事業になります。

以上、概要になります。

議長

ここで、5番、赤池 勝委員の退席を求めます。

〔5番 赤池委員 退席〕

議長

それでは、1項及び2項について、先に審議します。

事務局から議案の説明をさせます。

事務局 池田主査

では、第1項及び第2項について説明します。

別冊航空写真18ページを御覧ください。

申請地は山宮で、ファミリーマート富士宮山宮店の南東に位置する農地です。山宮の■■■■さんへの使用貸借権設定で、野菜の栽培、5年新規になります。移転後経営面積は2万7,312.56平方メートルになります。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方は挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、採決に移ります。

議第49号のうち、1項及び2項について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第49号のうち1項及び2項について原案のとおり処理することに決定いたしました。

5番、赤池 勝委員の入場を求めます。

〔5番 赤池委員 入場〕

議長

引き続き、議第49号について、事務局から議案の説明をさせます。

事務局 池田主査

それでは、第1項及び第2項を除いた各項について順に説明いたします。

第3項及び別冊航空写真19ページを御覧ください。

第3項申請地は山宮で、山宮スポーツ公園球技場の東に位置する農地です。静岡市駿河区の■■■■さんへの使用貸借権設定で、花木の栽培、10年新規になります。移転後経営面積は4万4,038.26平方メートルになります。

続きまして、第4項及び第5項は同一借主の案件になりますので、一括して説明します。航空写真20ページを御覧ください。

申請地は下条で、下之坊の北西に位置する農地になります。下条の■■■■さんへの使用貸借権設定で、水稻の栽培、10年新規になります。移転後経営面積は3万5,168.36平方メートルになります。

続きまして、第6項及び航空写真21ページを御覧ください。

申請地は下条で、本山妙蓮寺から西に位置する農地になります。精進川の■■■■さんへの使用貸借権設定で、水稻の栽培、10年新規になります。移転後経営面積は1万1,773.81平方メートルになります。

続きまして、第7項及び航空写真22ページを御覧ください。

申請地は大鹿窪で、特別養護老人ホーム百恵の郷の南東に位置する農地になります。大鹿窪の■■■■さんへの使用貸借権設定で、野菜の栽培、10年新規になります。移転後経営面積は4万1,429.42平方メートルになります。

続きまして、第8項及び航空写真23ページを御覧ください。

申請地は杉田で、杉田運動公園の南東に位置する農地になります。杉田の■■■■さんへの使用貸借権設定で、野菜の栽培、10年新規になります。移転後経営面積は7万3,987.09平方メートルになります。

続きまして、第9項及び航空写真24ページを御覧ください。

申請地は半野で、大倉川農地防災ダムの南に位置する農地になります。猫沢の農事組合法人■■■■への使用貸借権設定で、水稻の栽培、10年新規になります。移転後経営面積は17万9,515平方メートルになります。

続きまして、第10項及び航空写真25ページを御覧ください。

申請地は北山で、北山辻堂自治会集会所の南に位置する農地になります。北山の■■■■さんへの使用貸借権設定で、野菜の栽培、10年新規になります。移転後経営面積は7,003平方メートルになります。

第11項及び航空写真26ページを御覧ください。

申請地は山宮で、山宮区民館の西に位置する農地になります。三島市の合同会社■■■■への使用貸借権設定で、果樹の栽培、10年新規になります。移転後経営面積は1万736.27平方メートルになります。

第12項及び航空写真27ページを御覧ください。

申請地は杉田で、杉田二区一町内会集会所の南に位置する農地になります。富士市久沢の■■■■さんへの使用貸借権設定で、茶の栽培、10年新規になります。移転後経営面積は5万1,535平方メートルになります。

続きまして、所有権移転の案件について説明します。

第1項及び航空写真28ページを御覧ください。

申請地は根原で、あさぎりフードパークの西に位置する農地になります。買主は、静岡県農業振興公社で、引渡しの時期は10月1日となっております。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑ございませんか。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、採決に移ります。

議第49号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第49号は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき処理することに決定いたしました。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

次回の農業委員会総会は、10月13日を予定しております。

以上をもちまして、令和3年9月富士宮市農業委員会総会を閉会いたします。

午後1時42分終了

本会議録を書記に作成せしめ、会議録署名人と共に署名する。

富士宮市農業委員会
会 長

会議録署名人
16 番

会議録署名人
17 番